

事務局だより

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

6月号

448号

TEL 723-8077 FAX 721-5315

E-mail m-silver@hcn.zaq.ne.jp

URL <https://minoh-silver.jp/>

会員数 1,309名(男887名 女422名)

令和4年(2022年)6月7日発行

令和4年度(2022年度)「定時総会」が開催されました

令和4年度(2022年度)定時総会が、6月3日(金)いきいき活動センターにおいて開催されました。今回の定時総会におきましては、コロナウイルス感染拡大防止のため、会場を変更し、出来るだけ少人数で時間を短縮して開催しました。

令和3年度事業報告及び同収支決算、役員選任の議案3件が可決承認され、令和4年度事業計画、同予算についての報告も行われました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

令和4年度定時総会にて選任されました、新役員の方々を紹介いたします。

～第21期箕面市シルバー人材センター役員～

理事長 黒山伊佐夫 副理事長 福元 彰

常務理事 平野 秀之

理事 上田 由紀子 理事 高木 善弘

理事 桑井 宏泰 理事 植木 秀隆

理事 前田 政輝 理事 橋本 ひろみ

理事 中川 建治 理事 西村 和久

理事 岡田 慎悟 理事 岡本 典子

理事 大西 すみ子 理事 永井 喜代子

理事 長谷川 俊一

監事 阪口 嘉信 監事 星原 講史

※ 敬称略



【退任役員の皆様】

(左より 宮沢様、岸本様、山崎様、村中様)

長年に渡りご尽力いただき

ありがとうございました。



【議案書の訂正について】

定時総会議案書に一部間違いがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。

P. 15 (2) 受託事業実績表

8月配分金 合計金額 (誤) 19,310,829円 ⇒ (正) 25,818,694円

合計配分金 金額 (誤) 306,241,989円 ⇒ (正) 312,749,854円

1ヵ月平均配分金額 (誤) 25,520,166円 ⇒ (正) 26,062,487円

P. 16 ②職群別事業実績表

軽作業群 事務費合計金額 (誤) 6,576,498円 ⇒ (正) 15,604,627円

箕面市議会との意見交換会を実施しました

令和4年5月12日（木）当センター理事長はじめ役員10名と、箕面市議会総務常任委員会との分野別意見交換会に参加し、下記のテーマについて意見交換を行いました。

特に、インボイス制度の導入については、シルバー人材センターへの影響が大きいこともあり、インボイス制度の仕組みをはじめ、現状と課題について、活発な意見交換を行いました。

- 【テーマ】
- * 会員の高齢化に伴う新たな就業機会の拡大について
 - * 女性会員の活躍できる場所の確保について
 - * 子ども一時預かり事業の実施場所の確保について
 - * インボイス制度の導入に伴うシルバー人材センターの影響について



箕面市長、箕面市議会を訪問

シルバー人材センターへの支援を求める要望書を提出しました

インボイス制度が導入されることにより、シルバー人材センターにも大きな影響が出ると考えられており、当センターにおきましても、新たに生じる消費税相当額は、年間約3,100万円程度になると想定されています。現在、全国のシルバー人材センターにおいても、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう、国や自治体への働きかけを行っています。

当センターとしましては、5月20日、当センター理事長、副理事長、事務局長が、箕面市議会川上加津子議長を訪問し、インボイス制度導入後も、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる「インボイス制度の特例措置」の実施を求める意見書の採択を箕面市議会に要望しました。

また、5月27日には、箕面市長に対しても同様に、センターが安定的な事業運営が可能となるよう、センターへの支援を求める要望書を提出しました。



シルバー人材センターにおけるインボイス制度の影響と課題

《前提》 年間課税売上高 1,000 万円以下の小規模事業者は消費税納税が免除されている。シルバー人材センターの会員は、免税事業者であり、インボイス制度導入後においてもこの免税の基準は変わらない。

《現行》 取引相手が課税事業者か免税事業者化に関わらず、全ての取引において「仕入税額控除」が認められており、センターは、会員に支払う配分金に関して消費税納税の必要がない。
(預かり消費税 1,000 円 - 支払消費税 1,000 円 (仕入税額控除) = 納税額 0 円)



《インボイス制度が導入されると…(令和 5 年 10 月～)》

インボイスを介在した取引のみ「仕入税額控除」が認められる。免税事業者であるセンター会員は、インボイスを発行できない。このため、センターは、新たに預かり消費税分 1,000 円を納税する必要が生じる。(預かり消費税 1,000 円 - 0 円 (仕入税額控除) = 納税額 1,000 円)

《問題点》

- ① 一般の商取引では、取引相手を課税事業者に限るという選択が可能だが、センターは会員としか取引できない機関である。
- ② 公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源が無い。
- ③ 料金を値上げすると、発注者のセンター離れを引き起こし、仕事が大幅に減少する恐れ。
- ④ 会員への配分金額を引き下げると、会員のモチベーションの低下、退会者の続出を招き、シルバー事業の衰退につながる恐れ。 ※会員の平均月収額 36,225 円 (2020 年度)

《課題》

人生 100 年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念。センターにとっては、新たな税負担は運営上のまさに死活問題あり、インボイス制度がこのまま導入されれば存続の危機である。

《対応の方向性》

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンター会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を要する。

★★公用車運転時のアルコールチェックについて★★

5月より、センター公用車（セーターが借りているいっか-も含む）を運転される場合は、運転の前後にアルコールチェックを行っています。運転をされる方は、事務所に戻った時も忘れずアルコールチェックを受けてください。アルコールチェックは事務局職員が対応しますので、ご協力よろしくお願ひします。

★★★「就業募集票」を活用ください★★★

就業会員の募集につきまして、センター本部事務所1階の掲示板、東部地区事務所に「就業募集票」を掲示しています。まだ就業会員が決定していない仕事が多くあります。是非ご活用ください。担当の職員が対応させていただきます。

※ 就業については、各担当職員を面談のうえ決定させていただいています。

今月の就業相談日

就業についての希望・悩みごと及び職種転換などの相談に応じます。

特に未就業の方で、就業を希望される方は、是非就業相談にお越しくたさい。

【日 時】	令和4年6月29日（水）	午後1時～午後3時
【場 所】	ふれあい就労支援センター2階「相談室」	
【担 当】	上田 由紀子 理事	